

平成21年(行ヒ)第98号

決 定

横浜市中区港町1丁目1番地

申 立 人	横浜市長 林 文 子
同訴訟代理人弁護士	二 川 裕 之
	鈴 木 洋 平

横浜市戸塚区平戸町1097番地16

相 手 方	岸 根 正 次
-------	---------

横浜市戸塚区上倉田町2044番地30

相 手 方	間 瀬 辰 男
-------	---------

横浜市中区相生町1丁目18番地 光南ビル6階

相 手 方	よこはま市民オンブズマン
同代表者代表幹事	森 田 明
	阪 田 勝 彦
	岸 根 正 次
	間 瀬 辰 男

上記当事者間の東京高等裁判所平成20年(行コ)第254号市外出張旅費等返還履行(住民訴訟)請求事件について、同裁判所が平成20年11月26日に言い渡した判決に対し、申立人から上告受理の申立てがあったが、申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

よって、当裁判所は、裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定する。

主 文



本件を上告審として受理しない。

申立費用は申立人の負担とする。

平成22年10月28日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官 横 田 尤 孝

裁判官 官 川 光 治

裁判官 櫻 井 龍 子

裁判官 金 築 誠 志

裁判官 白 木 勇

これは正本である。

平成22年10月28日

最高裁判所第一小法廷

裁判所書記官 鈴木孝明

